札幌市　2025年第１回定例市議会（2月 13日～3月28日）　　代表質問　　米倉　美奈子

2025年度札幌市一般会計及び各会計予算、2024年度札幌市一般会計補正予算、札幌市児童相談所設置条例の一部を改正する条例案など議案65件が可決されました。一般会計の当初予算は前年度比2.0%増の１兆2,666億円と過去最大の予算規模です。市税収入は増加する一方、物価や人件費、高齢化に伴う社会保障費の増加等により収支不足となり、272億円の基金を活用します。財政調整基金は当初予算としては過去最高額の104億円を取り崩し、25年度末でこれまでの最低水準の122億円まで減少し、今後の財政運営が危ぶまれます。一般会計の市債残高は2025年度末で１兆1,508億円の見込み、臨時財政対策債を除いた全会計での市債残高を市民１人当たりで換算すると、約63万円となり依然厳しい財政状況です。物価高騰が続く中、家庭の収入増が伴っておらず市民生活は疲弊しています。過度な負担を先送りせず、次代を担う子どもや若者、全ての市民が希望を持って安心して暮らし、働くことができる札幌となるよう市政運営に取り組むことを求めました。また、「持続可能な学校の実現を目指す意見書」や「ILOハラスメント禁止条約の批准に向けた対応を求める意見書」など5件、「パレスチナでの停戦合意の完全履行等を求める決議」等が可決されました。

質　　問	答　　弁
１．市長の政治姿勢について **（１）市民自治の推進について** **①常設の住民投票条例の制定に向けた取組** 第４次市民自治推進会議の報告書では「市民の意見を聞いた方が良いと思われる重要な問題が生じた時、そこから住民投票条例を制定するのではなく、あらかじめ常設型の住民投票条例を制定しておいてすぐ対応できるようにしておくことが望ましい」という意見を述べている。自治基本条例において「まちづくりは市民が主体であり、市政は市民の信託に基づく」と規定されていることを踏まえ、市民の発意に対応する常設の住民投票条例の制定に向け、積極的に取り組むべきと考えるがいかがか伺う。	**１.（秋元市長）** (1) ①常設の住民投票条例については、市民意見を反映するために必要である、あるいは、間接民主制を採用する議会制度との関係を踏まえ慎重な対応が必要であるなど、様々な考え方があるところ。自治基本条例の主旨を尊重しつつ、まずは、いかにより多くの市民が市政への参加を実感することができるかを重視し、引き続き議会とも十分に協議しながら、検討してまいりたい。
②市民への説明責任 市政の重要事項であるオリパラ招致の是非を決定する過程に市民が参画するしくみがないことは問題として、住民投票条例の制定を質した市民ネットワークの代表質問に対する市長答弁に誤りがあり、第４次市民自治推進会議で触れていない事柄を答弁したことは誤りであったとの「報告とお詫び」が札幌市HPや『さっぽろ市議会だより』に公表された。当初『広報さっぽろ』に掲載した市長答弁の誤りについては、同様に『広報さっぽろ』に掲載すべきと要望したが、「その予定はない」という回答だった。市長答弁の誤りについては『広報さっぽろ』に掲載するべきと考えるが、いかがか伺う。 **【再質問】** 市のホームページで「報告とお詫び」が掲載されている箇所は見つけにくい。説明責任を果たす方法として元々掲載した「広報さっぽろ」に掲載するのが最適であり自然なことと考えるが、市長の考えを改めて伺う。 **【再々質問】** 市民自治を進めるにあたり、市長が市民に対して説明責任を果たすことは基本的なこと。より多くの市民に対して説明責任を果たそうとするなら、目にする人が多いと思われる「広報さっぽろ」に掲載するのが有効と考える。最後に改めて、市民に対する説明責任はどうあるべきか、市長の考えを伺う。	②答弁の一部に引用の誤りがあり市民に誤解を与えたことから、お詫びの旨と本件に係る経緯を札幌市ホームページに掲載したところ。あわせて、本件に係る文書質問及び回答の全文もホームページに掲載しており、(広報さっぽろには掲載していないが)市民への説明は十分に行ったものと認識している。 【再質問】 ホームページの分かりやすさについてはもっと工夫が必要という認識を持っている。できるだけ多くの方にしっかりと情報が届くような、いち早く情報が手に届くような見直しを今進めているので改善していきたい。 【再々質問】 広報媒体にはそれぞれの特徴があり、どういう手段でお知らせをするのかということはある。ホームページで経緯経過も含めてかなり丁寧に説明していて、説明責任を果たさせて頂いていると認識をしている。
（２）持続可能な市民参加のまちづくりについて 郊外の住宅街では、公共交通であるバスの減便や路線の削減、料金の値上げ等による外出困難、介護事業所の閉所や訪問ヘルパー不足による介護サービス量の低下など生活に密着した身近な課題･問題が山積しており、希望をもって暮らすことが困難になってきている。誰もが住み慣れた地域で、希望を持って安心して暮らし続けるためには、今まで以上に市民との情報共有、市民参加をすすめながらまちづくりに取り組む必要性が高まっていると考えるが、どのように取り組むのか伺う。	(2)札幌市では、これまでも自治基本条例に基づき、様々な広報媒体を活用した幅広い情報共有を行うとともに、市民参加の手法を複合的に組み合わせ、市民に参加を促してきたところ。今後は、時代に即した新たな手法も取り入れながら、さらに情報共有と市民参加に取り組むことで、様々な行政課題を乗り越えながら、市民とともに札幌市のまちづくりを進めてまいりたい。
２．子どもの居場所支援について 共働き世帯の家庭も多い中、留守家庭児童の大切な居場所となっている民間児童育成会に対する支援を充実させるべきと考えるが、いかがか伺う。	**２．（町田副市長）** 民間児童育成会は、留守家庭児童の放課後の居場所として重要な役割を果たしていると認識しており、国の補助基準を基本としながらも、家賃補助など札幌市独自の助成も行っている。このほか、感染防止のための衛生設備の改修、送迎用バスにおける安全対策としてのブザー設置、熱中症予防に向けたエアコン整備等、喫緊の課題に対し時機を逃さず速やかに支援策を講じてきた。今後も、子どもが安全・安心に過ごす居場所を確保できるよう、環境改善など目配りしながら、国からの支援の更なる拡充について、引き続き他の政令市とともに要望していく。
３．札幌市における平和政策について **（１）戦後80年の事業展開について** 札幌市は1992年３月に「札幌市平和都市宣言」を行い、「戦争こそ地球環境を破壊する最大のもの。平和にまさる市民福祉はないとの考えのもと、人類がひとしく平和のうちに暮らせる世界が実現されることを願う」「核廃絶平和都市であることを宣言する」という内容である。その後、様々な平和事業を行ってきた。世界各地で戦争や紛争が依然として続いている。戦争体験者が減少する中、戦争の悲惨さや平和の尊さを語り継ぎ、次代に伝えていくことが求められている。非核平和の思いに多くの市民が共感し平和の実現を求めるための事業をより積極的に展開するべきと考えるが、いかがか伺う。	**３．（天野副市長）** (1) 札幌市では毎年８月に平和に関するイベントを開催しており、戦後80年を迎え、戦争の悲惨な記憶を次世代へ継承することの意義はますます高まっていると認識している。今年は、これまでの取組を更に一歩進め、本庁舎ロビーでの被爆ピアノコンサートの開催や、被爆者団体との連携による地下歩行空間でのパネル展における展示の拡充などを予定。これらの取組を通して、多くの市民の皆様に平和の重要性を改めて伝えていきたい。
（２）札幌市非核平和都市条例の制定について 2024年のノーベル平和賞は、日本被団協＝日本原水爆被害者団体協議会が受賞した。被爆者の方々が筆舌に尽くしがたい痛みや苦しみの体験を語ることで核兵器の非人道性を私たちに伝え続けてくれていることに敬意を表する。核兵器の使用は二度とあってはならないのは誰もが思うところのはずだが、ウクライナ侵攻ではロシアによる核兵器使用の脅威が現実のものとして感じられた。戦争への不安が市民に広がる中、道内では苫小牧市が非核平和都市条例を制定し、核兵器のない平和の実現に努力していくことを決意し取り組みをすすめている。札幌市平和都市宣言の理念を活かし「札幌市非核平和都市条例」を制定すべきと考えるが、いかがか伺う。	(2) 札幌市は、非核三原則を守ることを誓い、全世界の市民と相携えて世界平和の実現を望む札幌市平和都市宣言を行っている。これは、平成３年第４回定例会で「平和都市宣言を求める決議」が全会一致で議決され、その後の平成４年３月30日に当時の市長が議場にて宣言を行ったもの。今後も引き続き、この宣言に基づき、非核・平和の理念を普及啓発し、平和を願う意識の醸成に努めてまいる。

札幌市　2025 年第 1 回定例市議会（2 月 13 日～3 月 28 日）　　米倉　美奈子

第一部予算特別委員会（まちづくり政策局）

3/11　質　問	答　弁
「札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」について 本条例案で、共生社会は差別や偏見がなく誰もが個性を尊重され能力を発揮できる、多様性と包摂性が強みとなる社会と定義している。本市では、これまで特定の民族へのヘイトスピーチが街頭等で行われてきた。インターネット上でも尊厳を傷つける侮辱的な発言がしばしば見られる。激しい差別表現、侮蔑の言葉により当事者は傷つき苦しむ現状を共有し「ヘイトスピーチは絶対に許さない」と発信し差別をなくすために取り組むことが重要と考える。差別や偏見をなくしていくために札幌市としてどのように取り組んでいくのか伺う。 **［再質問］** 近年は市内においても外国人が就労し、家族も市立学校に通うなど外国人が身近に増えている。彼らと言語や文化、生活習慣が異なるのは当然で、理解し尊重し合うことにより、お互いに住みやすいまちをつくっていくことが重要と考える。条例制定に否定的な意見が多く寄せられているが、条例の必要性や理念を広く理解してもらうため、どのように取り組むのか伺う。	**（ユニバーサル推進室長）** 本条例において、市が実施する基本的施策の中で、誰もが互いに理解し合い、支え合い、助け合う意識の醸成を位置づけたところである。今後は、心のバリアフリーの普及促進のみならず、多様な立場の方が互いに理解を深めあうための対話の機会等を創出していく考えであり、市民、事業者と連携協働しながら、差別や偏見のない共生社会を目指してまいりたい。 **［再質問］** 仮に本条例が制定された場合は、まずは条例の内容を分かりやすく説明するパンフレット等の啓発物を活用した発信を想定している。このパンフレットについては、通常版に加え、キッズ版や英語版の制作も想定するなど、幅広い方々に届くよう工夫していく。また、出前講座等も並行して行う考えであり、多様な機会を通して本条例の発信を進めてまいりたい。
札幌市丘珠空港と周辺地域の共生に関する基本構想（案）について 「空港と周辺地域との調和と共生が不可欠」という市の姿勢と、滑走路延長に伴う増便に対する空港周辺の住民の不安には大きな乖離がある。今年の１月に米国で航空機事故が多発。丘珠空港の滑走路が延長され増便されれば、空港周辺の住民が事故を心配し不安が増すだろう。航路直下の住民は常に騒音と事故の不安にさらされていて「事故は他人ごとではなく恐怖を覚える」と聞いている。増便等に伴い、事故の発生や部品の落下などが今後増えるのでは、という住民の不安な思いや声を市としてどのように受け止めているのか伺う。 **［再質問］** 市長は公約の中で、「不安なく健やかに暮らせる街、安全で快適に暮らせる街をつくる」と掲げているが、住民説明会で騒音や事故の不安を訴えた方々や航路直下の住民はこの公約を市長が守ろうとしているとは思えないと考える。市は、日々の騒音被害や事故への不安を抱えている航路直下の住民の声を広く市民に伝え、当事者に寄り添った議論を行うべきと考えるが、いかがか伺う。	**（空港活用推進室長）** 丘珠空港における便数の増加に関わらず、航空機の事故の発生や部品の落下等がないよう航空会社などの関係機関が日々安全確認に取り組んでいるものと認識している。今後についても、空港周辺地域をはじめとしました市民の皆様からの懸念をしっかり受け止め、関係機関に対して、引き続き安全運行の実施について要望してまいりたい。 **［再質問］** 丘珠空港の機能強化を検討する過程において、さまざまな機会で意見をいただいており、こうした意見の概要は、ホームページや丘珠空港ニュース等で公表してきた。例年開催しているオープンハウス型意見交換会においても、丘珠空港に関する市民意見の状況を説明し、意見交換を行っていて、今後も市民の皆様と様々な考えや意見を共有し議論できるよう努めてまいりたい。

第一部予算特別委員会（教育委員会）

3/24　質　問	答　弁
化学物質過敏症の児童生徒への対応について 化学物質過敏症の児童生徒は学校内のワックスや備品などからの揮発性有機化合物に反応するが、最近は洋服の柔軟剤や消臭スプレー等の香りによって頭痛や吐き気などの健康被害を受けている。誰でも発症する可能性があり、柔軟剤等の香りなどを低減する環境づくりが求められている。直近３年間の、教育委員会が把握している化学物質過敏症の児童生徒の人数を伺う。 **［再質問］** 過敏症の子どもの保護者からは、「担任が変わると一から説明するが、理解されない場合がある」「教師が着ているジャージの柔軟剤の香りが強くて息苦しい」という子どもの声を聞いている。教師の理解のさらなる向上に向けて対応が必要と考えるが、どう取り組むのか。進級・進学の際や教師間でさらに情報共有し、児童生徒に対応できるようにしていくことが重要と考えるが、認識と今後の取り組みについて併せて伺う。 **［再々質問］** 過敏症の児童生徒への個別対応について、広く情報共有するための一つの方法として、「幼稚園・学校におけるシックハウス対策マニュアル」に対応事例を個人が特定されない配慮のもと、掲載してはどうか所見を伺う。	**（調整担当部長）** 教育委員会が毎年度、各学校に照会し、状況を把握している直近３ヶ年の化学物質過敏症と思われる市立学校の児童生徒数の数については、2024 年度が 20 名、2023 年度が 28 名、2022 年度が 25 名となっている。 **［再質問］** ポスターの掲示や教職員への研修などを通じて周知理解促進に努めており、各学校の置かれている環境に応じて適切な対応が図られている。教職員向けリーフレットの活用などを進めてきたが、今後は具体例の掲載を検討するなど内容を充実させ、さらなる教職員の理解向上に努めてまいりたい。教職員間の情報共有は非常に重要で、これまでも校内の会議等で行ってきたが、小中学校間の進学の際など、特に慎重さが求められる情報共有については改めて、その重要性につい周知を図ってまいりたい。 **［再々質問］** 個別の事例の対応については、個々の状況により対策も異なると考えられる。学校と教育委員会が状況に応じて相談しながら進めていくことが肝要。今後は、教職員の対応能力に資するよう研修などで具体的な対応事例を取り扱うなど、専門的知識を有する関係機関の助言を得ながら、情報共有のあり方について検討してまいりたい。
コミュニティスクールについて いじめや不登校、虐待など子どもたちを取り巻く環境は一層複雑化・多様化し、学校においては社会に開かれた教育課程の実現に向けた取り組みが必要とされている。そうした課題に対応するとして、コミュニティスクールは、2017 年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に基づき努力義務となった「学校運営協議会」を設置し、学校だけではなく、家庭や地域が協力し、一体となって子どもを育む取り組みと理解している。コミュニティスクールの導入に関する進捗状況と来年度の取り組みについて伺う。 **［再質問］** 市が目指すコミュニティスクールの特徴の一つとして、子どもの声を学校運営に反映させるとしているが、どのように取り組んでいるのか現状と課題を伺う。また、幼稚園児、児童生徒など成長にあわせた対応が必要と考えるが、どのように取り組んでいくのか併せて伺う。 **［再々質問］** コミュニティスクールを推進していく上では、幅広い地域住民の参画が重要と思われる。コミュニティスクールの周知についてどのように取り組んできたのか、また、今後どのように取り組むのか併せて伺う。	**（調整担当部長）** 今年度は申請があった 7 パートナー校区、15 校で学校運営協議会を導入した。また、来年度については申請があった 28 パートナー校区、90 校、及び幼稚園１園で新たにコミュニティスクールを導入する予定。 **［再質問］** 小中合同で実施した避難訓練で、中学生であっても地域のためにできることがあると気づいた、という生徒のアンケート結果を学校運営協議会で共有したことで、次年度から小中学校と地域との合同による地域防災活動を検討していくことになった。今後は、このような子どもの声を学校運営協議会に取り入れる取組みを広げ、地域ぐるみの活動の動きに結びつくよう普及啓発を図る。幼稚園児については、意見等を話すことへの丁寧な支援が必要。教員が発達段階に応じて子どもと関わりながら声を引き出していく手法などを引き続き検討し、子どもの声を学校運営に反映させた好事例を数多く創出し、その手法や成果を学校や地域に丁寧に情報共有することで取組を一層加速させてまいりたい。 **［再々質問］** 既に学校運営協議会を導入した学校の先行事例なども活用しながら制度の周知等への理解が深まるよう、地域への説明などを丁寧に行っていく。